

姫路獨協大学医療保健学部規程

(平成18年5月18日制定)

改正 平成21年 2月19日
平成21年11月30日
平成22年 3月18日
平成22年12月 7日
平成26年 7月24日
平成27年 5月27日
平成28年 3月23日
令和 元年 5月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学学則に基づき、医療保健学部（以下「本学部」という。）の授業科目、履修方法及び試験等について必要な事項を定めるものとする。

(学科)

第2条 本学部に、理学療法学科・作業療法学科・言語聴覚療法学科・臨床工学科を置く。

(全学共通科目)

第3条 全学共通科目に関する事項は、姫路獨協大学全学共通科目履修規程の定めるところによる。

(授業科目の種類及び単位)

第4条 本学部の授業科目（専門教育科目）の名称及びその単位数は、学則に定めるところとする。

(単位の計算)

第5条 各授業科目の単位は、次の基準により行う。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることがある。
- (2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、40時間又は45時間をもって1単位とすることがある。
- (4) 卒業論文は、その作成に必要な学修等を考慮して定める。

(履修要件)

第6条 学生は、学則に定めるところにより、理学療法学科については136単位以上、作業療法学科については133単位以上、言語聴覚療法学科については129単位以上、臨床工学科については134単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第7条 学生は、履修する授業科目につき、学期の初めの指定の期日までに所定の履修届を学部長に提出しなければならない。

2 学生は、他の学群又は学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学群長又は学部長の許可を受けなければならない。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第9条 試験は、各授業科目について、その授業の修了する学期又は学年末に行う。

2 前項の試験は、その授業のある学期又は学年中に随時行う考査をもって替えることができる。

3 試験を受けようとする学生は、指定の期日までに所定の受験届を学部長に提出しなければならない。

4 学生は、別に定めるところにより、試験を欠席したときは追試験を、不合格となったときは再試験を受験することができる。

(成績)

第10条 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、可以上をもって合格とする。

2 成績は、その授業のある学年又は学期中に随時行う考査の結果を考慮して評価することができる。

(卒業の資格)

第11条 所定の期間在学し、第6条の履修要件をみたした者に、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則 (平成18年 規程第15号)

この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年 規程第5号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年 規程第22号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 規程第12号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 規程第22号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度の入学者については、改正後の別表1 専門教育科目（医療保健学部・こども保健学科）の心理学的人間関係論、神経心理学、発達臨床心理学、社会心理学Ⅰ、社会心理学Ⅱ及び発達検査法実習の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成26年 規程第15号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 規程第18号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 規程第12号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成元年 規程第23号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。